



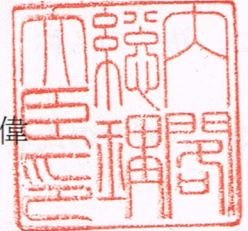
府益担第383号
令和3年4月12日

公益社団法人モバイル・ホスピタル・インターナショナル

砂田 向一 殿

内閣総理大臣

菅 義偉



認定書

令和3年3月1日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり公益社団法人として認定する。

1. 法人コード：A013155
2. 法人の名称：公益社団法人モバイル・ホスピタル・インターナショナル
3. 代表者の氏名：砂田 向一
4. 主たる事務所の所在場所：東京都中央区新川一丁目30番7号
5. 公益目的事業
 - (1) 移動病院体の普及に関する調査及び研究
 - (2) 移動病院体の普及に関する支援
6. 収益事業等
 - 〔1〕収益事業
該当なし
 - 〔2〕その他の事業（相互扶助等事業）
該当なし
7. その他変更に係る事項
該当なし

※変更に係る事項

従前の公益目的事業（1）に「災害等の緊急時に、船舶を活用した傷病者の搬送事業」を追加する。

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 2 日

公益社団法人モバイル・ホスピタル・インターナショナル 御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

認定通知書

貴法人から令和 3 年 3 月 1 日付けでされた、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）第 1 1 条第 1 項の認定に係る申請に対する結果を通知します。

なお、変更認定後、下記のとおり書類提出が必要となる場合がございますので、ご留意ください。

- ・申請の際に、定款変更の案を添付していた場合は、変更の認定を受けた後、遅滞なく変更後の定款を提出してください。
- ・また、変更に伴い、登記事項に変更がある場合は、変更後遅滞なく、当該変更後の登記事項証明書を提出してください。

本件担当

所属部署：内閣府大臣官房公益法人行政担当室

氏 名：水落 隆敏

電話番号：03-5403-9547

F A X：03-5403-0231

以上